

第 7 分野

生涯を通じた健康支援

第5次男女共同参画基本計画 中間年フォローアップについて

1. 5次計画及び女性版骨太の方針 2023 における中間年フォローアップの位置づけ

○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

・5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023 (女性版骨太の方針 2023)」

(令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)(抄)

・令和5年が5次計画の中間年に当たる。計画に定める成果目標の着実な達成に向け、全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討を行う。

2. 中間年フォローアップの考え方

○成果目標の達成状況については、計画策定時の数値から目標値との差の1/2以上に達しているかを基本とする。

A: 5次計画の成果目標値、B: 計画策定時の数値、C: 最新値とし、
計画策定時の数値～目標値との差の半分(5年分の2.5/5進捗した場合の値) ※ $\leq C$
の場合を基本とする。
※ $B + (A - B) \times 1/2$

○上記を基本とし基準に未達である成果目標について次頁以降のフォローアップシートを作成するとともに、目標値が「〇以上(毎年度)」となっている成果目標についても、目標に未達の年度がある場合フォローアップシートを作成している。また、成果目標が策定されていない、又は5次計画期間中に改定の可能性がある成果目標についても、関連施策の進捗状況を確認するため、フォローアップシートを作成している。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診，乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。	「国家公務員健康週間」（毎年10月1日から同月7日まで）において、本府省、地方支分部局等の健康管理者等を対象に、婦人科検診の重要性を含めた、女性の健康に関する講演会を開催し、意識啓発を図った。	子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率向上のため、検診の重要性等の周知により、女性職員が受診しやすい環境整備に取り組んでいく必要がある。	引き続き、「国家公務員健康週間」において、婦人科検診の重要性を含めた、女性の健康に関する講演会を開催することにより、国家公務員の意識啓発を図る。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診，乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	<p>【取組の進捗・評価】 令和4年度より、霞が関で初めて、内閣府にて新採用職員及び管理職（課室長級）を対象とした「女性の健康」に関する研修を実施。 子宮頸がんや乳がんといった女性に多く見られる特有の病気についてその検診を促す内容も当該研修には含まれており、男女問わずその重要性を知る機会を提供している。</p> <p>【予算】 講師依頼費用（各回1万円前後）</p> <p>【活動実績】 ●内閣府新採用職員向け2回（対面） ・令和4年4月。約60名参加。 ・令和5年4月。約60名参加。 ●内閣府管理職向け2回（オンライン配信、録画配信） ・令和5年1月（第1部）オンライン参加約100名+録画視聴者 ・令和5年2月（第2部）オンライン参加約80名+録画視聴者</p>	<p>・研修受講対象者のさらなる拡大。</p>	<p>課題である研修受講対象者については、令和5年度より、管理職の受講対象を課室長級から幹部級、補佐級まで広く広げ実施することを検討中である。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
子宮頸がん検診, 乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.7% 乳がん: 47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.6% 乳がん: 47.4% (2022年)	子宮頸がん: 50% 乳がん: 50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。</p> <p>あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんをはじめとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が行う妊婦健康診査において実施すべき検査として、子宮頸がん検診を含めており、当該健診の実施費用について地方交付税措置を講じている。 ・令和4年4月1日時点において、受診券方式の市区町村のうち、93.7%の市区町村で妊婦健康診査における子宮頸がん検診の公費負担を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査の公費負担により、子宮頸がん検診の受診率向上に取り組んでいる。 ・現在、公費負担しているが、市町村によっては妊婦健康診査において子宮頸がん検診を対象に公費負担を実施していない市町村がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も妊婦健康診査の受診勧奨を推進するとともに、内閣府告示で示すすべての検査項目について、妊婦の自己負担が発生しないよう、公費負担の実施状況を把握し、事務連絡等で公費負担を促す。
<p>学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項(例えば、月経関 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するため、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進。(令和5年度予算額: 9.5億円) ・相談対象としては、思春期、妊娠、 	<ul style="list-style-type: none"> ・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度においても、「性と健康の相談センター」に対する予算要求を実施する。

<p>連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項)</p>	<p>出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和4年度：86箇所であり、取り組みは推進されている。 ・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。</p>		
<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。 ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	<p>・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するため、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進。 （令和5年度予算額：9.5億円） ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和4年度：86箇所であり、取り組みは推進されている。 ・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。</p>	<p>・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。</p>	<p>・令和6年度においても、「性と健康の相談センター」に対する予算要求を実施する。 ・プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診，乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。</p> <p>(※ 地方公務員・地方公共団体に関する記載について担当)</p>	<p>・地方公共団体が出席する会議の機会を捉まえて、女性職員が受診しやすい環境整備を促進するよう助言を実施（年2回）。</p> <p>・（一財）地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施する地方公務員健康状況等調査（※）について、総務省からも地方公共団体へ協力依頼を行い、地方公共団体における子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施状況について実態把握に努めている。</p> <p>(※ 調査対象団体数：約350団体)</p>	<p>左記調査によれば、子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施している団体は調査対象の6割を超えているところ、引き続き女性職員が受診しやすい環境整備の促進を図っていく必要がある。</p>	<p>地方公共団体における女性職員が受診しやすい環境整備の促進に向けて、各種会議等の機会を捉えて引き続き要請を実施する。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
子宮頸がん検診, 乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.7% 乳がん: 47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.6% 乳がん: 47.4% (2022年)	子宮頸がん: 50% 乳がん: 50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <p>・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項(例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項)</p>	<p>小・中・高等学校においては、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、女性の健康に関する内容も含め、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づき、指導することとしている。</p> <p>各学校における指導の着実な実施に向けて、都道府県・指定都市教育委員会等を通じて、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図った。また、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家の活用の促進を図った。</p> <p>(都道府県・指定都市教育委員会の担当者を対象とした会議: 各年度2回)</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む必要がある。</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に継続して取り組んでいく。</p>

<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項 	<p>小・中・高等学校においては、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、妊娠・出産に関する内容も含め、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づき、指導することとしている。</p> <p>各学校における指導の着実な実施に向けて、都道府県・指定都市教育委員会等を通じて、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図った。また、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家の活用を促した。また、妊娠・出産に関する内容も含む健康教育に関する総合的な啓発教材を作成し、都道府県・指定都市教育委員会等を通じて周知した。（都道府県・指定都市教育委員会の担当者を対象とした会議：各年度2回）</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む必要がある。</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に継続して取り組んでいく。</p>
---	--	---	---

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>女性の心身に多大な影響を及ぼす暴力や貧困等の社会的要因と、女性の疾患や生活習慣との因果関係について調査を行うとともに、月経関連疾患や更年期障害に対処するための医療者の関与の効果を検証するなど、女性の生涯にわたる健康維持に向けた保健医療の在り方等に関する調査研究を推進する。その成果の普及啓発に当たっては、行動科学の専門家の知見も活用し、必要な層に必要な情報を効果的に届ける方法を検討する。</p> <p>あわせて、子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上に向けた取組を行う。また、がんをはじめとする疾患についても、治療と仕事を両立できる環境を整備する。</p>	<p>女性の健康の包括的な支援に向けた研究事業において、女性の健康に関し、その特性や女性をめぐる社会変化を踏まえた研究を進めている。また、女性の健康に関するホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。</p> <p>子宮頸がん検診・乳がん検診受診率向上に向けた取組については、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布している。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。</p> <p>さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（以下、「実証事業」という。）を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作</p>	<p>女性のがん検診受診率に関する調査等も踏まえ、受診率向上に向けた施策に取り組んでいくことが重要である。</p>	<p>引き続き、研究事業において女性の健康に関する研究を推進し、新たなエビデンスの創出を目指すとともに、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。また、がん検診受診率向上に向けた取組や自治体の支援を行い、「がん検診のあり方に関する検討会」において、より効率的・効果的な施策等の検討を行う。</p> <p>治療と仕事の両立支援についても引き続き周知・啓発に取り組み、がんを含む反復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できる環境を事業場が整備することを推進する。</p>

	<p>成した。</p> <p>加えて、がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施し、実証事業において受診率向上効果が実証された受診勧奨策を自治体が主体的に実施できるよう支援を行っている。</p> <p>治療と仕事の両立支援については、がん診療連携拠点病院等に対し「がん患者の就労に関する総合支援事業」を実施している。また、がんを含む反復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者に対する、事業場における治療と仕事の両立支援の具体的な取組を取りまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を公表し、シンポジウムやセミナーの開催等により企業等に対して周知・啓発に取り組んでいる。</p>		
<p>学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <p>・女性の学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項（例えば、月経関連症状及びその対応、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、ワクチンによる病気の予防に関する事項）</p>	<p>女性の健康に関するホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、多くの女性が直面する疾患やライフステージごとの健康に関する情報について普及啓発を進めている。</p> <p>また、子宮頸がん検診の普及啓発に関して、子宮頸がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布しており、検診による早期の発見によって、早期の治療につなげている。</p>	<p>女性のがん検診受診率に関する調査等も踏まえ、受診率向上に向けた施策に取り組んでいくことが重要である。</p>	<p>引き続き、ライフステージごとの健康に関する情報も含め、女性の健康に関する情報の普及啓発を推進する。また、がん検診受診率向上に向けた取組や自治体の支援を行い、「がん検診のあり方に関する検討会」において、より効率的・効果的な施策等の検討を行う。</p>
<p>子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上を図る。</p>	<p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布している。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。</p>	<p>女性のがん検診受診率に関する調査等も踏まえ、受診率向上に向けた施策に取り組んでいくことが重要である。</p>	<p>引き続き、がん検診受診率向上に向けた取組や自治体の支援を行っていく。また、がん検診のあり方に関する検討会において、より効率的・効果的な施策等の検討を行う。</p>

	<p>さらに令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（以下、「実証事業」という。）を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。</p> <p>加えて、がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施し、実証事業において受診率向上効果が実証された受診勧奨策を自治体が主体的に実施できるよう支援を行っている。</p>		
<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	<p>女性を取り巻く健康課題について、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を通じて、多くの女性が直面するライフステージごとの健康課題に関して情報提供を行い、普及啓発を進めている。</p>	-	<p>引き続き、女性の健康支援に関する情報提供を行うとともに、更なるコンテンツの充実を図る。</p>
<p>女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図る。</p>	<p>骨粗鬆症に起因する骨折予防を目的として、骨粗鬆症対策を推進するため、市町村が健康増進法に基づき実施する骨粗鬆症検診に対して補助を行っている。</p> <p>（※）補助金：負担担割合【国1／3、都道府県1／3、市町村1／3】 【国1／3、政令指定都市2／3】</p> <p>新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を継続的に実施し、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん</p>	<p>女性のがん検診受診率に関する調査等も踏まえ、受診率向上に向けた施策に取り組んでいくことが重要である。</p>	<p>新経済・財政再生計画改革工程表2022に基づき、骨粗鬆症検診の受診率向上に向け、骨粗鬆症のリスクが高い女性を効率的に見つけるための問診方法の開発などが進められていることを踏まえ、「骨粗鬆症予防マニュアル」を改訂するために必要な研究を実施するなどの取組を進めることとしている。</p> <p>また引き続き、がん検診受診率向上に向けた取組や自治体の支援を行い、「がん検診のあり方に関する検討会」において、より効率的・効果的な施策等の検討を行う。</p>

検診の初年度対象者にクーポン券を配布している。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組んでいる。

さらに、令和2～4年度にがん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業（以下、「実証事業」という。）を実施し、受診率向上効果が実証された事例をまとめた「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を作成した。

加えて、がん検診の受診勧奨策等実行支援事業を実施し、実証事業において受診率向上効果が実証された受診勧奨策を自治体が主体的に実施できるよう支援を行っている。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.7% 乳がん：47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん：43.6% 乳がん：47.4% (2022年)	子宮頸がん：50% 乳がん：50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>個人が自分の将来を考え、健康を守りながら妊娠・出産を実現することができるよう、以下の事項について、行政・企業・地域が連携し、普及啓発や相談体制の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠及びその間隔、子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による健康の保持、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項 	<p>従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する企業を認定する健康経営優良法人認定制度において、女性特有の健康課題に関する設問を設けることで、企業における女性の健康支援の取組を促進している。</p>	<p>企業における女性の健康支援の取組内容をより充実させるため、女性の健康課題についてさらなる普及啓発が必要である。</p>	<p>女性の健康課題について、健康経営に関心のある企業を対象としたセミナー等を実施し、普及啓発を行う。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
子宮頸がん検診, 乳がん検診受診率	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.7% 乳がん: 47.4% (2019年)	過去2年間の受診率 子宮頸がん: 43.6% 乳がん: 47.4% (2022年)	子宮頸がん: 50% 乳がん: 50% (2022年度までに)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
国家公務員及び地方公務員については、各府省及び地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。	「国家公務員健康週間」(毎年10月1日から同月7日まで)等において、女性職員に対する意識啓発や受診しやすい環境整備を行うよう各府省に周知している。	一般職国家公務員全体では、2021年度において、子宮頸がん検診は58.9%、乳がん検診は64.3%の受診率(※)となっており、いずれの健診の受診率も既に50%を超えているものの、子宮頸がん健診の受診率については第4期「がん対策推進基本計画」(令和5年3月)における目標である60%には達していない状況にある。 (※) 2021年度健康診断の実施結果等の報告より 分母となるがん検診の対象者は府省ごとに定めており、対象を女性職員全員としている場合、40歳以上としている場合など、ばらつきがある。	引き続き、女性職員が受診しやすい環境となるよう各府省へ周知等を行うことにより取組を推進する。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	男女計：15.7 男性：22.7 女性：9.1 （2019年）	男女計：16.5 男性：22.6 女性：10.8 （2021年）	2015年に比べ 30%以上減少 （2026年までに）

5次計画における施策	取組の進捗・評価 （含. 予算・活動実績・アウトカム）	目標達成に 向けた課題	今後の 対応方針
不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	令和4年中の薬物事犯の検挙人員は1万2,142人と、引き続き高い水準にあり、特に、近年、若年層における大麻乱用が拡大している。	令和4年中の覚醒剤の再犯者率は約7割と、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高い。 また、令和4年中の大麻事犯検挙人員の約7割が、20歳代以下の若年層である。 大麻に関して、令和4年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反で検挙された者のうち911人を対象とした調査によると、初めて使用した動機は、全年齢層において「好奇心・興味本位」が最多で、特に20歳代以下では約6割を占める一方、30歳以上では「ストレス発散・現実逃避」や「多幸感・陶酔効果を求めて」といった、薬理効果を求める動機が比較的多数を占める。	引き続き、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成を図っていく。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	男女計：15.7 男性：22.7 女性：9.1 （2019年）	男女計：16.5 男性：22.6 女性：10.8 （2021年）	2015年に比べ 30%以上減少 （2026年までに）

5次計画における施策	取組の進捗・評価 （含. 予算・活動実績・アウトカム）	目標達成に 向けた課題	今後の 対応方針
不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	<p>①検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。</p> <p>②刑事施設において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者に対し、薬物依存離脱指導を実施し、2022年度の同指導受講開始人員は、7,418名であり、少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者に対し、薬物非行防止指導を実施し、令和4年度同指導受講終了人員は、303人であった。</p> <p>③薬物事犯の保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムを実施した（令和4年のプログラムの開始人員は3,132人）。また、同プログラムの効果検証のための調査を実施し、令和4年10月に分析結果を取りまとめ公表した。</p>	<p>①積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努める必要がある。</p> <p>②対象者の特性に応じた指導及び社会内処遇と一貫性のあるプログラムを実施するなど、効果的な指導等の充実を図ることが課題である。</p> <p>③左記プログラムの適切な実施を図るとともに、必要に応じ、同プログラムの見直しの検討を行う。</p>	<p>①引き続き、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努める。</p> <p>②引き続き、矯正施設において、薬物の自己使用者に対し、効果的な指導及び社会復帰支援を推進する。</p> <p>③引き続き、薬物事犯の保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムを適切に実施していくとともに、薬物処遇に関して、より長期的かつ包括的な効果検証を実施していく。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	男女計：15.7 男性：22.7 女性：9.1 （2019年）	男女計：16.5 男性：22.6 女性：10.8 （2021年）	2015年に比べ 30%以上減少 （2026年までに）

5次計画における施策	取組の進捗・評価 （含. 予算・活動実績・アウトカム）	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
不適切養育などの成育歴や、生きづらさや社会的孤立などの背景を理由とした、覚醒剤・大麻等の使用者も認められるほか、向精神薬等を悪用した性被害も発生していることから、末端使用者への再使用防止対策及び社会復帰支援施策等並びに向精神薬等の監視・取締りを推進する。	<p>①麻薬取締部において、保護観察の付かない薬物初犯者等を対象とし、再乱用防止対策事業を行っている。令和4年度における本事業対象者は58名であり、その内本事業への参加同意を得られた47名に対する支援を実施した。また本事業に参加した47名のうち、令和4年度末まで本事業を継続できた者は41名であった。</p> <p>②麻薬取締部における令和3年の薬物事犯検挙人員は、536名であり、そのうち大麻事犯の検挙人員は297名と最も割合が高い。</p> <p>③麻薬取締部等が実施した令和3年の病院、薬局等、向精神薬等の関係施設への立入検査数は下記のとおり。</p> <p>麻薬関係 21,976ヶ所 （うち違反655ヶ所） 向精神薬関係 23,604ヶ所 （うち違反147ヶ所） 覚醒剤関係 20,803ヶ所 （うち違反211ヶ所）</p>	<p>①成果目標である自殺死亡率との関連について言及することは極めて困難であるが、本取組に関する課題は下記の通りである。</p> <p>①支援内容の適切な説明により本事業への参加理解を求めることや、支援内容を充実させ効果的な再乱用防止対策を行い、より多くの者に対する支援を行うことが課題である。</p> <p>②大麻事犯においては、若年層を中心とした乱用拡大が顕著である。</p> <p>③大半は軽微な違反であるものの、違反件数は少なくなく、事件送致した事例や盗難やその疑いがある所在不明事故も発生している。</p> <p>②地域によっては専門の医療従事者がいない等の理由により、全ての都道府県等において専門医療機関、治療拠点機関の選定にいたっていない。</p>	<p>①引き続き、本事業を着実に実施し、薬物末端使用者の再乱用防止に努める。</p> <p>②引き続き、大麻をはじめとした規制薬物の末端使用者及び密売組織の取締りを徹底し、需要・供給両面から薬物乱用の根絶を図る。</p> <p>③引き続き、麻薬取締部と自治体が連携し向精神薬等の関係施設への立入検査を実施し、正規流通の指導・監督を徹底していく。</p> <p>②引き続き、①から③までの取組を着実に実施し、薬物依存症からの回復を支援する。</p> <p>○薬物依存の治療・相談等に係る指導者養成研修等による人材育成の実施により、都道府県等における専門医療機関等の設置を推進する。</p>

	<p>②</p> <p>①薬物依存症に対応できる専門医療機関の充実を図るため、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進する。</p> <p>（令和4年度末時点） 専門医療機関 54 自治体 治療拠点機関 41 自治体</p> <p>②都道府県等に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援を行った。相談拠点については、令和4年度末時点で全ての都道府県等に設置している。</p> <p>③薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、自助グループ等民間団体の活動を支援した。</p>		
--	---	--	--

<p>精神障害の労災認定件数が増加しているなどの状況を踏まえ、男女問わず、非正規雇用労働者を含む全労働者に対して、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康確保のための対策を講ずる。ストレスチェック実施や産業医の配置が義務付けられていない中小事業所で働く労働者の健康確保についても、引き続き、支援施策等を推進する等、対策を講ずる。</p>	<p>自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の一つとして、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が掲げられている。</p> <p>メンタルヘルス対策の推進のため、</p> <p>①「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発。ストレスチェック制度の実施徹底を通じたメンタルヘルス対策の普及（メンタルヘルス対策実施割合の増加：令和2年61.4%、令和4年63.4%）</p> <p>②働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による総合的な情報提供（アクセス数：約893万件（令和4年度）、電話・メール・SNS相談の実施（相談件数：各27,177・4,234・7,808件（令和4年度））</p> <p>③産業保健総合支援センターにおける、事業場の人事労務担当者等への研修等（事業場の人事労務担当者等へのメンタルヘルスに係る専門的研修：970回（令和4年度））を実施。</p> <p>これらの取組を踏まえ、事業場におけるメンタルヘルス対策の実施割合は63.4%（令和4年）となっている。</p> <p>④小規模事業場を含めた事業場に対し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルス個別訪問支援等の実施（メンタルヘルス個別訪問支援：3,125回（令和4年度））</p> <p>これらの取組を踏まえ、労働者数50人未満の小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の実施割合は、30～49人で73.1%、10～29人で55.7%（令和4年）となっている。</p>	<p>特に労働者数50人未満の小規模事業場を中心に、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない。</p> <p>（メンタルヘルス対策実施割合：50人以上91.1%、30～49人73.1%、10～29人55.7%（令和4年））</p>	<p>特に取組が進んでいない小規模事業場への支援を中心に、左記の①～③の取組を推進していく。</p>
---	---	--	--

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	81 都道府県市 (2020 年度)	86 都道府県市 (2022 年度)	全都道府県・指定都市・中核市で実施 (2025 年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊専門相談センター機能の拡充を図る。	<p>・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和4年度：86箇所であり、取り組みは推進されている。(令和4年度以降、不妊専門相談は性と健康の相談センターの一部として実施されている。)</p> <p>・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するため、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」について補助を行い、取組を推進。(令和5年度予算額：9.5億円)</p> <p>・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。また、令和5年度からは性感染症などの疾病等に関する受診を含めた産科受診の支援を行うなど、拡充をしている。</p>	<p>・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されているが、指定都市・中核市では設置されていない自治体がある。中核市などの単位では、単独で設置するにはニーズが少ない等の理由により、都道府県が設置しているセンターで対応していることが考えられる。</p>	<p>・引き続き、令和6年度においても、「性と健康の相談センター」に対する予算要求を実施する。</p>
学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発	<p>・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するため、都道府県、指定都市、中核市が行う「性と健康の相談センター」</p>	<p>・性と健康の相談センターは、全ての都道府県で設置されており、スマート保健相談室の公開も含め、プレコンセプションケアの観点からは一定の対応できている。</p>	<p>・引き続き、令和6年度においても、「性と健康の相談センター」に対する予算要求を実施する。</p>

<p>を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項 	<p>について補助を行い、取組を推進。 （令和5年度予算額：9.5億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対象としては、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者であり、避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含んでいる。 ・「性と健康の相談センター」の実施自治体数は、令和4年度：86箇所であり、取り組みは推進されている。 ・令和4年3月には、若者向けのポータルサイト「スマート保健相談室」を公開し、性・妊娠等に関する正しい情報や相談窓口などの周知を行っている。 		
--	---	--	--

第7分野 生涯を通じた健康支援

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	81 都道府県市 (2020 年度)	86 都道府県市 (2022 年度)	全都道府県・指定都市・中核市で実施 (2025 年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の接種、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	<p>小・中・高等学校においては、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、妊娠・出産に関する内容も含め、児童生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に基づき、指導することとしている。</p> <p>各学校における指導の着実な実施に向けて、都道府県・指定都市教育委員会等を通じて、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図った。また、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家の活用を促進を図った。また、妊娠・出産に関する内容も含む健康教育に関する総合的な啓発教材を作成し、都道府県・指定都市教育委員会等を通じて周知した。（都道府県・指定都市教育委員会の担当者を対象とした会議：各年度2回）</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む必要がある。</p>	<p>引き続き、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるよう、学習指導要領に基づく指導の周知徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に継続して取り組んでいく。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
不妊専門相談を実施している性と健康の相談センター	81 都道府県市 (2020 年度)	86 都道府県市 (2022 年度)	全都道府県・指定都市・中核市で実施 (2025 年度)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
不妊治療について職場での理解を深め、男女がともに不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を進める。	<p>令和3年に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を改正し、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加したほか、不妊治療と仕事との両立をしやすい職場環境整備に取り組む企業を認定する認定マーク（愛称：「プラス」）を創設した。</p> <p>また、事業主等に対し、不妊治療と仕事との両立支援の取組を促進するため、両立支援担当者等向けの研修会、人事労務担当者向けマニュアルの作成等を行っている。</p> <p>さらに、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主に対し、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を支給している。</p> <p>（予算額） R2 年度：23,473 千円 R3 年度：496,627 千円 R4 年度：510,379 千円 R5 年度：156,550 千円</p>	<p>不妊治療経験者のうち16%（女性は23%）が仕事と両立できずに離職するなど、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題。また、両立が難しいと感じる理由は、通院回数の多さ、精神面での負担、通院と仕事の日程調整の難しさがあげられており、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度の導入に取り組む企業を支援することにより、労働者のニーズに沿った不妊治療と仕事との両立が可能な環境整備の促進する必要がある。</p>	<p>事業主等に対し、不妊治療と仕事との両立支援の取組を支援するとともに、不妊治療と仕事との両立支援の取組の重要性について、社会的気運を醸成するため、周知啓発を行う。</p>

<p>学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して、以下の事項について、医学的・科学的な知識を基に、個人が自分の将来を考え、多様な希望を実現することができるよう、包括的な教育・普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備する。</p> <p>・医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）に関する事項</p>	<p>女性を取り巻く健康課題について、女性の健康に関する情報提供サイト「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を通じて、多くの女性が直面するライフステージごとの健康課題に関して情報提供を行い、普及啓発を進めている。</p>	<p>-</p>	<p>引き続き、女性の健康支援に関する情報提供を行うとともに、更なるコンテンツの充実を図る。</p>
---	--	----------	--

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年に、男女共同参画局から、関係団体に対して、女性活躍推進法に基づく、事業主行動計画の策定及び情報公表について、取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進すること等を要請した。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ要請の機会を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後必要なタイミングで要請を行うことを検討する。

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないよう、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。</p>	<p>保育所については、「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和4年度までの2年間で2.8万人の保育の受け皿を整備した。</p> <p>企業主導型保育事業については、平成28年度の制度創設以降、政府の「子育て安心プラン」等に基づき、定員11万人分の受け皿整備に向けて取り組んできたところ、定員が概ね達成された。</p> <p>放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、受け皿の拡大を図っており、令和4年5月1日時点の登録児童数は、約139万人と過去最高値を更新し、着実に受け皿整備が進んでいる。</p>	<p>保育需要に地域偏在が見られることや、自治体において、計画に対する保育の受け皿の整備が十分に進んでいない。</p> <p>企業主導型保育事業の定員11万人分の受け皿整備について、概ね目標は達成された。</p> <p>「新・放課後子ども総合プラン」において、令和5年度末までに約152万人分の受け皿整備を行うことを目標と掲げているが、登録児童数は139万人（令和4年5月1日時点）であり、また待機児童も約1.5万人発生するなどプランの目標値の達成が困難な状況である。</p>	<p>できる限り早く待機児童の解消を目指すため、「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度末までに8.5万人の保育の受け皿を整備する。</p> <p>定員11万人分の受け皿整備について、概ね目標は達成されたこと、また、待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しないこととしている。</p> <p>放課後児童クラブのニーズの高まりを踏まえ、早期に152万人分の受け皿整備の目標が達成できるよう、市町村による整備を後押しすると共に、待機児童解消に取り組む。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

＜成果目標＞

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示などの取組を進め、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去に努めるとともに、男女を問わず医師としてキャリアを継続するよう支援する。</p>	<p>医学教育においては、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力の学修目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において、従来から「生涯にわたって共に学ぶ姿勢」に関する項目が盛り込まれており、各医学部においては、学生が生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を涵養するためのキャリア教育が推進されている。なお、全国医学部長病院長会議等の医学部関係者が集まる会議等において、学生に対するキャリア教育の更なる充実について、各大学に対して学習目標を提示するとともに継続的に要請を行うことにより、各大学における取組の更なる充実を図っている。</p>	<p>全国医学部長病院長会議等の医学部関係者が集まる会議等において、学生に対するキャリア教育の更なる充実について、引き続き要請していく必要がある。</p>	<p>引き続き、全国医学部長病院長会議等の医学部関係者が集まる会議等において、学生に対するキャリア教育の更なる充実について、各医学部に対して要請していくこととしている。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標（期限）
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
若手産婦人科医の女性割合の増加などに鑑み、医師の働き方改革による、産科医師の労働環境の改善をしつつ、安全で質が高い周産期医療体制の構築のための産科医療機関の集約化・重点化を推進する。	<p>○都道府県において、各々が策定する医療計画に基づき、地域の実情に応じて、周産期医療提供体制が適切に維持されるよう、分娩取扱医療機関の集約化・重点化を推進するとともに、周産期医療の医療体制構築に係る現状把握のための指標を設定し評価する。</p> <p>○「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・令和5年度予算額：32,386千円</p> <p>「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・令和5年度予算額：18,636千円</p> <p>「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・令和5年度予算額：国費95.3億円 国・地方143.0億円</p>	<p>○分娩医療機関の集約化・重点化に伴い、分娩医療機関へのアクセスが悪化する地域に居住する妊婦への対応と医師の勤務環境の改善を両立すること。</p> <p>○医師の働き方改革による産科医師の労働環境の改善の推進</p>	<p>○都道府県において、各々が策定する医療計画に基づき、地域の実情に応じて、周産期医療提供体制が適切に維持されるよう、分娩取扱医療機関の集約化・重点化を推進する。厚生労働省としては、これらの都道府県の取組みを補助金や地域医療介護総合確保基金により支援していく。</p> <p>○引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。 また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。</p>
女性医師の更なる活躍に向けて、医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主	<p>○復職を含めた就職を希望する女性医師等に対し医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンクと、就業継続及び復職支援のための講習会</p>	<p>○女性医師等の復職支援等や、医療機関における院内保育や病児保育の整備等が円滑に進むよう、引き続きこれらの事業を実施していく必要がある。</p>	<p>○引き続き、これらの事業に必要な予算を要求し、女性医師等の復職支援等や、医療機関における院内保育や病児保育の整備等が円滑に進むよう、これ</p>

<p>治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を実施・普及する。</p>	<p>等を実施する「女性医師支援センター事業（令和5年度予算額：160,935千円）」を実施している。 また、子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の設置・運営に対する財政支援を実施している。</p> <p>○「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・令和5年度予算額：32,386千円</p> <p>「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・令和5年度予算額：18,636千円</p> <p>「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・令和5年度予算額：国費95.3億円 国・地方143.0億円</p>	<p>○医師の働き方改革による女性医師の更なる活躍に向けた勤務環境の改善の推進</p>	<p>らの事業を実施していく。</p> <p>○引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。 また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。</p>
<p>育児等により一定期間職場を離れた女性の医師や看護師等の復職が円滑に進むよう、最新の医学・診療知識へのキャッチアップ、相談・職業あっせん等を推進する。</p>	<p>○復職を含めた就職を希望する女性医師等に対し医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンクと、就業継続及び復職支援のための講習会等を実施する「女性医師支援センター事業（令和5年度予算額：160,935千円）」を実施している。 ○潜在看護職に対し求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの再就業の促進等を図る「中央ナースセンター事業（令和5年度予算額：235,194千円）」を実施している。</p>	<p>○女性医師等の復職等が円滑に進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。</p>	<p>○引き続き、本事業に必要な予算を要求し、女性医師等の復職等が円滑に進むよう、本事業を実施していく。</p>

<p>改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、医療の分野で指導的地位に占める割合を高める等、女性医師等をはじめとする女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。</p>	<p>○「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・令和5年度予算額：32,386千円</p> <p>「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・令和5年度予算額：18,636千円</p> <p>「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・令和5年度予算額：国費95.3億円 国・地方143.0億円</p>	<p>○医師の働き方改革による女性医師の活躍推進に向けた環境の整備</p>	<p>○引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。 また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。</p>
<p>女性医師が出産や育児又は介護などの制約の有無にかかわらず、その能力を正に評価される環境を整備するため、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去及びハラスメントの防止、背景にある長時間労働の是正のための医師の働き方改革や主治医制の見直し、管理職へのイクボス研修等キャリア向上への取組を推進する。</p>	<p>① ○子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策モデル構築や、シンポジウム等の普及・啓発等の経費を補助する「子育て世代の医療職支援事業（令和5年度予算額：51,816千円）」において、イクボスに関する講習会や研修会を実施している。</p> <p>○「病院長等を対象としたマネジメント研修事業」 ・令和5年度予算額：32,386千円</p> <p>「医療勤務環境改善支援センター」の運営支援 ・令和5年度予算額：18,636千円</p> <p>「地域医療介護総合確保基金（勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に関する事業）」 ・令和5年度予算額：国費95.3億円</p>	<p>① ○イクボス研修等キャリア向上等への取組が進むよう、引き続き本事業を実施していく必要がある。</p> <p>○医師の働き方改革の推進による医師の長時間労働の是正や主治医制の見直し等の推進</p>	<p>① ○引き続き、本事業に必要な予算を要求し、イクボス研修等キャリア向上等への取組が進むよう、本事業を実施していく。</p> <p>○引き続き、全国で開催する医療機関の病院長等管理者向けの勤務環境改善に係る意識改革や先駆的な取組事例の共有のための研修の開催・運営及び周知広報活動を行っていく。 また、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対し、各都道府県に設置する医療勤務環境改善支援センターにおいて、適切な労務管理体制の構築、タスク・シフト/シェアの推進等の医師の労働時間短縮に向けた取組などに関する助言を行うとともに、地域医療介</p>

	<p>国・地方 143.0 億円</p> <p>②男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」において、管理職向けイクボスセミナーの開催や「イクボス宣言」の受付等を行っている。</p>	<p>②引き続き、イクボス研修等の取組を進めていく必要がある。</p>	<p>護総合確保基金を活用して、医師の働き方改革の中で医療機関が取り組む様々な内容についての支援を行っていく。</p> <p>②引き続き、イクボス研修等の取組を進めていく。</p>
--	--	-------------------------------------	--

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	32.3% (2020年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
<p>大学病院等に勤務する非常勤扱いの医師や大学院生などの勤務形態の違い、出産時期による入所困難などの運用上の問題、救急対応による不規則な勤務などにより、保育サービスが利用できず活躍が阻害されることがないように、事業所内保育や企業主導型保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育サービスを利用しやすい環境を整備する。また、医師・看護師及び介護従事者の働き方やキャリアパスの特殊性を考慮し、放課後児童クラブや送迎サービスなど付随するニーズを把握し、支援を強化する。</p>	<p>(「民間のシッターサービスなど」のうち)各世帯の家事を代行する家事支援サービスについて、需要創出に向けた方策を検討するため、2022年度に有識者検討会を実施し、中間報告を取りまとめたところ。また、供給面については、国家戦略特区における家事支援外国受入事業に関して、制度所管省庁等とともに2022年度に制度改善を実施し、外国人材の適切な活用に向けた取組を実施してきたところ。</p>	<p>需要面については、価格面や心理的抵抗感の払拭、供給面については、外国人材も含めた担い手の確保が課題。</p>	<p>需要面については、需要創出に資する施策の具体化を検討。供給面については、国家戦略特区における家事支援外国受入事業の制度改善等を通じて、担い手の確保に向けた施策検討を進める。</p>

第7分野 生涯を通じた健康支援

<成果目標>

項目	計画策定時の数値	最新値	成果目標(期限)
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	24.9% (2022年10月時点)	40% (20年代の可能な限り早期に)

5次計画における施策	取組の進捗・評価 (含. 予算・活動実績・アウトカム)	目標達成に向けた課題	今後の対応方針
令和元年6月にスポーツ庁が決定した「スポーツ団体ガバナンスコード」で設定された女性理事の目標割合(40%)達成に向けて、各中央競技団体における目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいない各中央競技団体をなくすための支援を行う。	令和2年度よりスポーツ・インテグリティ推進事業において、スポーツ団体における女性役員の育成・マッチングに関する支援を行っており、令和5年度も引き続き実施する。	最新の数値(2023年10月頃を予定)を把握した上で、今後の課題を分析し、対応方針を検討したい。	最新の数値(2023年10月頃を予定)を把握した上で、今後の課題を分析し、対応方針を検討したい。 令和5年9月末頃に策定予定のスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>の見直しにおいて、見直しの概要の周知に合わせ、引き続き目標値についての周知を行う。